

成年後見制度の利用に関連した各種事業の実績について

1 成年後見制度利用支援事業（本市が実施）

判断能力が十分でない高齢者等が安心して生活ができるように、権利・財産を保護する成年後見制度の普及啓発や利用支援を図る。 (件)

区分	対象者	実績				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市長申立て	高齢	37	48	69	71	106
	知的	3	4	2	3	3
	精神	3	2	5	1	4
	合計	43	54	76	75	113
報酬助成	高齢	34	34	65	78	100
	知的	5	3	7	17	22
	精神	9	10	9	14	21
	合計	48	47	81	109	143

2 日常生活自立支援事業（広島市社会福祉協議会が実施）

認知症、知的障害及び精神障害等で判断能力が不十分であることから、一人で物事をするに不安のある人が、地域で安心して生活を送れるよう、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続や金銭管理の補助を行うことで、本人の自己選択と決定を支援する。愛称は「かけはし」。 (件)

対象者	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
認知	177	206	202	206	187
知的	61	62	66	70	76
精神	90	107	128	144	145
合計	328	375	396	420	408

3 成年後見事業（広島市社会福祉協議会が実施）

広島市社会福祉協議会が法人として、法定後見の後見人等を受任する。「かけはし」事業と合わせて取り組み、成年後見制度の利用を促進する。愛称は「こうけん」。 (件)

類型	対象者	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
後見	認知	4	4	10	10	9
	知的	0	0	0	0	0
	精神	0	1	2	2	2
	合計	4	5	12	12	11
保佐	認知	1	2	2	2	2
	知的	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	1	1
	合計	1	2	3	3	3

※ 補助類型は過去5年間実績がないため割愛。